

ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額を納入する際、近畿2府4県※以外に所在するゆうちょ銀行を利用する場合は、当市の取扱金融機関として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行に提出してください。

なお、下欄にもご記入のうえ、控えとして保管願います。

※大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県

(特別徴収義務者の提出控)

貴事業所の納入指定ゆうちょ銀行
所在地
名 称

年 月 日

ゆうちょ銀行 様

生 駒 市 長
(公印省略)

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、本市の市県民税・森林環境税（特別徴収税額）納入取扱金融機関に指定したので通知します。

1 認 可 番 号	貯 業 第 109 号
2 口 座 番 号	00960-5-960179
3 加 入 者 名	生 駒 市 会 計 管 理 者
4 取りまとめ店	大阪貯金事務センター